

「常勤」の解釈について

平成27年9月24日
埼玉県福祉部高齢者福祉課

常勤の基準

「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。

根拠：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月11日老企第25号)第2 2 (3) ほか

「事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数」の確認

常勤の勤務時間数は、事業所における就業規則や雇用契約書等及び勤務表において確認します。

なお、介護保険法上の「常勤」と、就業規則等の常勤職員あるいは正規職員とは必ずしも同じになるとは限りません。

雇用契約上は「正規職員」や「常勤職員」とされていても、事業所における勤務形態によっては「非常勤」となる場合があります。

また、雇用上、非常勤職員であっても、事業所における勤務表において常勤職員の勤務時間数まで勤務を位置づけられていれば、介護保険法上は「常勤」の取扱いとなります。

※ 本県では、職種や職位等によって勤務すべき時間が異なる場合には、労働基準法上の時間を上限として、当該事業所で最長の勤務時間数を「当該事業所の常勤の勤務すべき時間数」とします。